

あかの民商ニュース

令和6年度住宅リフォーム支援事業実施状況

阿賀野市建設課より6月30日現在のリフォーム申請状況が届きました。（執行率31・6%）
6月末での執行状況は左記のとおりです。

項目	件数	金額
申請数(交付決定)	61件	9,478千円
審査処理中・変更	8件	1,094千円
計	69件	10,572千円
補助対象工事費	119,148	千円
自己負担額	108,576	千円
予算額	30,000千円	9,478千円

工事内容も内装工事24件、外装工事22件等と多種多様となっていると報告があげています。

種別	件数	種別	件数
外装	22件	トイレ	7件
内装	24件	浴室	13件
屋根	11件	キッチン	3件
下水	2件	その他、増築等	



市税滞納で相談

市外の方から国保税等の滞納で徴収機構への対応について問い合わせがありました。（インターネットで徴収機構問題での記事をみて）

相談者は親の介護をしており、年金ぐらしだそうです。近年物価高騰も含め生活が苦しく税金が滞納になったそうです。徴収機構から年金の差押がきた、もっと親身になって相談にのってもらいたい。国保も短期保険証で病気になるたら医者にもかかれなと不安の訴えがありました。

年金は国税徴収法で差押制限財産で差押可能額の算定が必要です。そもそも生活ができる状態なのかも税務課がきちんと折衝したのかきになります。

事務局よりお知らせ

7月22日・23日は事務局員交流会に出かけますので事務所をお休みさせていただきます。



阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1945

商売くらしに役立つ！
全国
商工新聞
月/500円

定額減税「年金者」どうなるの？

会社役員（無報酬）年金受給者の会員さんから国の減税額、わたしも対象になるのだろうか？と問い合わせがありました。

会員さんは年金から源泉徴収税額が差し引かれていたとのこと。

公的年金等の受給者に係る特別控除（国税庁より）

令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。）につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。

● 給与と公的年金等に係る両方の所得を有する方は、還付申告となる場合や年金所得者に係る申告不要制度^(注)の適用がある場合で確定申告をしなるときを除き、確定申告において、所得税額から最終的な特別控除の額や源泉徴収税額等を差し引いて納付すべき又は還付される所得税の金額を精算することになります。

定額減税「6月引き忘れた」

7月に入り会員さんから「我が社も定額減税は該当するの？」と問い合わせがあり、該当しますと回答しました。

6月給与支払いから定額減税が実施されていますが、6月支払い分は減税していなかったそうです。

7月分から定額減税をするか、6月も含めて7月に合わせて定額減税をするかでしょうか。
年末調整や確定申告でも可能です。

国会で、企業が6月1日以降に支払う給与に減税を反映させない場合に罰則がどうなるのかと質問がありました。国は「**国は罰則はない**」と回答しています。

厚生省は労働基準法上の罰則が適用される**可能性**があると回答しています。